

○碓氷峠の森公園条例

平成18年3月18日

安中市条例第175号

(設置)

第1条 地域資源や鉄道等の歴史資料を保存活用し、都市農村交流等の地域間交流を促進し、併せて市民の文化向上及び福祉増進と利用者に健全な休養施設等を提供するため、碓氷峠の森公園（以下「峠の森公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 峠の森公園の各施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(業務)

第3条 峠の森公園の業務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉向上のための施設の提供
- (2) 健全な休養施設の提供
- (3) 集会のための会場の提供
- (4) 周辺文化遺産の有効利活用の推進
- (5) 都市農村交流等地域間交流及び福祉向上に関する事業の企画と実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、峠の森公園設置の目的を達成するために必要な事業

(公開日及び公開時間)

第4条 峠の森公園の公開日及び公開時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、峠の森公園の全部又は一部の公開を停止し、若しくは制限し、又は公開時間を変更することができる。

(指定管理者による管理等)

第5条 市長は、峠の森公園の設置の目的を効果的に達成するため農園及び峠の横丁を除く峠の森公園の施設（以下「施設」という。）につき、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安中市条例第64号）により市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び施設に係る設備の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる業務（農園及び峠の横丁に係る業務を除く。）
- (3) 施設の利用の承認及び承認の取消しに関する業務

- (4) 利用料金の納入及び利用料金の減免、利用料金の返還に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務
(利用の承認)

第7条 施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、農園を利用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長又は指定管理者は、前項の承認をする場合において、利用の目的、範囲及び期間、その他施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第8条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) その利用が管理上支障があるとき。
- (4) その利用が青少年の健全育成を阻害するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。

(平28条例23・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第9条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用についての承認を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 峠の森公園の施設の利用について承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるとき。
- (2) 利用者が利用の目的又は利用の条件に違反したと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要があると認めるとき。

- 2 前項の処分により利用者に損害が生じても、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の変更等の禁止)

第10条 利用者は、市長又は指定管理者の許可を受けないで利用目的を変更してはならない。

- 2 利用者は、利用の権利の一部又は全部を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(峠の森公園の利用者の義務)

第11条 峠の森公園の利用に当たっては、公衆道徳を重んじ他の利用者に障害を与える行

為をしてはならない。

(利用料金等)

第12条 利用者は、施設又は設備の利用に係る料金を納付しなければならない。

2 前項の利用者が納付すべき利用料金は、別表第3に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を公表するとともに峠の森公園において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(農園の使用料)

第13条 農園の利用者は、利用に係る料金を納付しなければならない。

2 前項の利用者が納付すべき使用料は、別表第4に定める金額とする。

(利用料金の収受)

第14条 第12条第1項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第15条 市長又は指定管理者は、公益上必要があると認めたときは、市長が別に定める基準により、利用料金又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金等の返還)

第16条 既に納付した利用料金又は使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長又は指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が、利用の前に利用についての承認の取消し又は変更の申出をなし、市長又は指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(行為の制限)

第17条 峠の森公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、営業を目的とする撮影その他の営業行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために、峠の森公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、峠の森公園の管理運営上支障を及ぼすおそれのある行

為

- 2 市長又は指定管理者は、前項各号に掲げる行為が峠の森公園の管理運営に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、条件を付して許可を与えることができる。

(行為の禁止)

第18条 峠の森公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 立木を伐採し、又は動植物を採取すること。
- (2) 立入禁止区域に入ること。
- (3) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (5) はり紙若しくは立札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、峠の森公園の管理運営上支障を及ぼすおそれのある行為

為

- 2 市長又は指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者を退園させ、物品を撤去することができる。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消された場合は、直ちに施設等を現状に回復しなければならない。

- 2 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用についての許可及び承認を取り消されたときは、直ちに施設、設備又は器具類を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により建物及び附属設備等を破損し、又は紛失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び安中市個人情報保護法施行条例（令和4年安中市条例第35号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び従事者は、当該施設の管理上知りえた秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了した後又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

(令4条例35・一部改正)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、碓氷峠の森公園条例（平成17年松井田町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月18日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（「大人料金には、入湯税50円を含む。」を改める部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日条例第35号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 施設の名称 | 位置 |
|--------------|------------------|
| 碓氷峠の森公園 | 安中市松井田町坂本1225番地 |
| 碓氷峠の森公園交流館 | 安中市松井田町坂本1222番地 |
| 体験実習館 | 安中市松井田町坂本1258番地 |
| 宿泊滞在施設（コテージ） | 安中市松井田町坂本1287番地2 |
| 屋内交流広場 | 安中市松井田町坂本1255番地 |
| 農園 | 安中市松井田町坂本1357番地 |
| 峠の横丁 | 安中市松井田町横川441番地 |
| 碓氷峠鉄道文化むら | 安中市松井田町横川407番地16 |

別表第2（第4条関係）

| 区分 | 公開日 | 公開時間 | 備考 |
|----|-----|------|----|
|----|-----|------|----|

| | | | |
|--------------|-----------------|-------------------------------|---|
| 碓氷峠の森公園 | 4月1日から翌年3月31日まで | 午前10:00から午後10:00まで | |
| 碓氷峠の森公園交流館 | 4月1日から翌年3月31日まで | 午前10:00から午後9:00まで(午後8:30入場終了) | 毎月第2・4火曜日を除く。 |
| 体験実習館 | 4月1日から翌年3月31日まで | 午前8:30から午後10:00まで | |
| 宿泊滞在施設(コテージ) | 4月1日から翌年3月31日まで | 午後3:00から翌日午前10:00まで | |
| 屋内交流広場 | 4月1日から翌年3月31日まで | 午前8:30から午後10:00まで | |
| 農園 | 4月1日から翌年3月31日まで | 日の出から日の入りまで | |
| 碓氷峠鉄道文化むら | 4月1日から翌年3月31日まで | 午前9:00から午後4:30まで | 毎週火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)及び12月28日から翌年1月5日までを除く。 |

別表第3 (第12条関係)

(平28条例23・一部改正)

(単位:円)

| 区分 | 利用区分 | 利用料金 | | | 摘要 |
|------------|----------|-------|-------|-------|---|
| 碓氷峠の森公園交流館 | | 大人 | 小人 | 障害者 | 1 1,000円を超える利用料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)には、入湯税50円を含む。 2 4歳未満の者は、無料とする。 |
| | 3時間 | 700 | 600 | 500 | |
| | 6時間 | 1,400 | 1,200 | 1,000 | |
| | 延長1時間につき | 300 | 250 | 250 | |

| | | | | | |
|---------------------|--------------|-------|-------|--------|---------|
| | 終日 | 2,100 | 1,800 | 1,500 | |
| 碓氷峠の森公園交流館個室 | 3時間まで | | | 5,000 | |
| 碓氷峠の森公園交流館風呂付き個室 | 3時間まで | | | 5,000 | |
| 碓氷峠の森公園交流館カラオケ付き個室 | 3時間まで | | | 5,000 | |
| 碓氷峠の森公園交流館附属設備 | 種類ごとに規則で定める額 | | | | |
| 体験実習館体験実習室 | 4時間ごと | | | 5,000 | |
| 体験実習館多目的体験実習室 | 4時間ごと | | | 3,000 | |
| 宿泊滞在施設 (コテージ4人用) | | | | 20,000 | 1棟1泊につき |
| 宿泊滞在施設 (コテージ6人用) | | | | 30,000 | |
| 宿泊滞在施設 (コテージ8人用) | | | | 40,000 | |
| 屋内交流広場 | 昼間4時間まで | | | 1,000 | |
| | 昼間8時間まで | | | 2,000 | |
| | 夜間4時間まで | | | 2,000 | |

| | | で | | |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|
| | | 中学生以上 | 小学生 | 小学生未満 |
| | | 700 | 400 | 無料 |
| | | 中学生以上 | 小学生以下 | |
| 碓氷峠鉄道文化むら入園料 | | | | |
| 碓氷峠鉄道文化むら体験遊具施設2フィートゲージ列車 | 1回 | 500 | 300 | |
| 碓氷峠鉄道文化むら体験遊具施設ミニSL | 1回 | 300 | 200 | |
| 碓氷峠鉄道文化むら体験遊具施設トロッキ列車 | 1回 | 700 | 400 | |
| 碓氷峠鉄道文化むらその他の体験遊具施設（コイン使用） | 1回 | 1,200 | 1,200 | |
| 碓氷峠鉄道文化むらその他の体験遊具施設（コイン未使用） | 1回 | 300 | 300 | |

備考

- 1 小人とは、4歳以上中学生未満の者をいう。
- 2 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳でその者の

障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表第4(第13条関係)

(単位:円)

| 区分 | 利用時間 | 使用料 | 摘要 |
|----|------------|-------|----|
| 農園 | 1区画 1年間 | 6,000 | |